

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 二九
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があつた件 二九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二九
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があつた件 三〇
- 道路の区域を変更する件二件 三〇
- 随意契約の相手方を決定した件 三〇
- 一般競争入札を行う件 三〇
- 福島県公安委員会 三〇
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三〇

## 告 示

### 福島県告示第三百九十六号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和五年六月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号 二九〇	名 称 海に生きる！ウミガメの花子	制作者又は配給者 写真・文 黒部ゆみ 監修 奥山隼一	備 考 推奨対象 小学生（低学年、 中学年、高学年）
発行所 株式会社偕成社			

二九一	給食室のいち	文 大塚菜生 絵 イシヤマアズサ 発行所 株式会社少年写真新聞社	推奨対象 小学生（低学年、 中学年、高学年）
二九二	ことばとふたり	文 ジョン・エガード 絵・訳 きたむらさとし 発行所 株式会社岩波書店	推奨対象 小学生（低学年、 中学年）
二九三	僕らが学校に行く理由	写真・文 渋谷敦志 発行所 株式会社ポプラ社	推奨対象 小学生（高学年）、 中学生、高校生

（こども・青少年政策課）

### 福島県告示第三百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第二項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
    - 南相馬市鹿島区大内字松迫四十七番地の一 平 仁一
    - 同 市鹿島区寺内字仏方三十三番地の十六 松野 光一
    - 同 市鹿島区西町三丁目六十三番地の二 北元 幸一
  - 2 加入区の名称  
鹿島加入区
  - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
相馬双葉漁業協同組合
- 二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間  
令和五年六月二十三日から同年七月七日まで
  - 2 縦覧の場所  
相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

### 福島県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東根堰土地改良区から令和五年六月十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月十五日認可した。

令和五年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第三百九十九号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和五年六月五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。  
令和五年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積  
所在 地番 地目 面積（平方メートル）  
安達郡大玉村玉井字中原 二六〇番一 田 一、〇〇〇
- 二 当該申請に係る農地の利用の現況  
保全管理
- 三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
水稲作で利用
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額  
始期 令和五年一〇月一日  
存続期間 一〇年  
借賃に相当する補償金の額 二、〇〇〇円
- 五 その他参考となるべき事項  
特になし

(農村振興課)

福島県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和五年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

県道原町川俣線

南相馬市原町区高見町二丁目三番地先から同 市原町区北長野字西原田五五番九地先まで

変更前

A 七・七〇  
五二・五

四、九九四・〇

南相馬市原町区高見町二丁目三番地先から同 市原町区北長野字西原田五五番九地先まで

変更後

A 七・七〇  
五二・五

四、九九四・〇

南相馬市原町区下高平字雁明一二番一地先から同 市原町区北長野字西原田五五番九地先まで

変更後

B 一四・三〇  
九六・〇

四、三一五・五

(道路計画課)

福島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和五年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上字野上国有林五一〇林班は二小班地先から同 郡同 町大字野上字野上国有林五一五林班の小班地先まで	変更前 A 七・一〇 六八・〇 B 一〇・五〇 二九・六	変更後 A 七・一〇 六八・〇 B 一〇・五〇 二九・六	一、二七七・〇 一、五二六・〇 一、五二六・〇

公  
告

(道路計画課)

## 公告第129号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける公金収納方法多様化対応改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
公金収納方法多様化対応改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年5月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
34,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(出納総務課)

## 公告第130号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年6月23日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルパソコン 50台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年11月30日（木）
- (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和5年2月28日（火）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年7月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年6月23日（金）から同年7月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年7月3日（月）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年7月3日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年8月4日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tablet Computer 50 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 4 August 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 August 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月23日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

**福島県公安委員会規則第7号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第2条の3第1項第3号中「原動機付自転車通行止め」を「一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車通行止め」を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車専用」を「特定小型原動機付自転車・自転車専用」に、「自転車及び」を「普通自転車等及び」に改める。

第10条第2項中「又は原動機付自転車」を「又は一般原動機付自転車」に改める。

第13条第9号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第36条の14の3第1項中「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同条第2項中「第40号の3の6」を「第40号の3の7」に改め、同条を第36条の14の4とする。

第36条の14の2の次に次の1条を加える。

（特定小型原動機付自転車運転者講習）

**第36条の14の3** 法第108条の2第1項第15号に規定する講習は、公安委員会の指定する場所において行う。

2 前項の講習を受けようとする者は、様式第40号の3の6の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。

様式第40号の3の6中「第36条の14の3関係」を「第36条の14の4関係」に、「第108条の2第1項第15号」を「第108条の2第1項第16号」に改め、同様式を様式第40号の3の7とし、様式第40号の3の5の次に次の1様式を加える。

様式第40号の3の6 (第36条の14の3 関係)

<p>特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>福島県公安委員会</p> <p style="text-align: center;">住      所 氏      名 生年月日</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたいので申請します。</p>	
<p>収      入      証      紙      欄</p>	
<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p>福島県収入証紙</p> </div>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(交通企画課)